

令和7年10月号

SANWA LINER

URL <http://www.tkcnf.com/sanwa-kaikei/pc/>
〔※ ホームページも情報満載です。〕

是非、ご覧下さい!!!

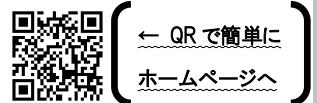
税理士法人

三和会計事務所

山形市浜崎76番地7

TEL: (023) 624-3466 FAX: (023) 624-3472

E-mail: sanwa-kaikei@tkcnf.or.jp



← QRで簡単に
ホームページへ

R7年度年末調整の変更点

・基礎控除の見直し

- 合計所得金額に応じて基礎控除額が段階的に変更
改正前 48万円控除 → 最大 95万円控除(所得金額 132万円以下の場合)

<Point>

合計所得金額が2,350万円超の方を除き、基礎控除が増額しました。

令和7年中の源泉徴収では反映されていないため、年調還付は多くなる見込みです。

※一般の扶養親族の要件も改正(所得金額 48万円 → 58万円)されました。



・給与所得控除の見直し

- 給与所得控除の最低保障額が55万円 → 65万円に引き上げ

<Point>

給与収入金額が190万円超の場合は計算に変更はありません。



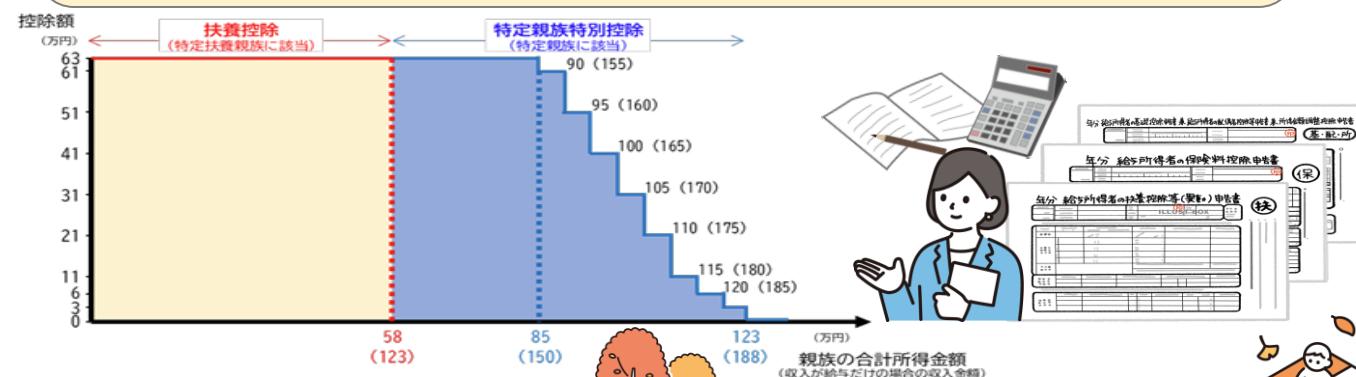
・特定親族特別控除の新設

- 年齢19歳以上23歳未満の親族が対象
- 所得金額に応じて最大63万円の控除が可能

<Point>

子に給与収入(アルバイト等)があった場合、下表の控除額の調整があります。

給与収入の場合、123万円を超えるケースは控除額が異なるため正確な金額の把握が必要です。



10月の税務カレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
10 ・ 11 月				1	2	3	④
	⑤	6	7	8	9	10	⑪
	⑫	⑬	14	15	16	17	⑯
	⑯	20	21	22	23	24	⑯
	⑰	27	28	29	30	31	①
	②	③	4	5	6	⑦	⑧
	⑨	10	11	12	13	14	⑯

10月の主な税務

- 10/10(金) 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 10/31(金) 8月決算法人の確定申告と納税
- 2月決算法人の中間申告と納税
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告と納税[消費税及び地方消費税]



※11/7(金)は弊社外部研修のため休業日になります